

防整施第7949号
令和3年4月27日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

港湾工事における週休2日制工事（現場閉所型）の試行について（通知）

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（防整施第13153号。29.9.5）及び建設業の働き方改革の推進について（防整施第6418号。30.4.20）の趣旨を踏まえ、防衛省が発注する建設工事については、建設現場における週休2日の推進等のため、週休2日制工事（現場閉所型）の試行について（防整施第4331号。3.3.22）及び週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行について（防整施第4332号。3.3.22）により、週休2日制工事の試行を実施しているところである。

今般、防衛省が発注する港湾工事を対象とした休日確保の取組を推進するため、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、港湾工事における週休2日制工事（現場閉所型）の試行について（防整施第4333号。3.3.22）は廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、整備計画局施設技術管理官、人事教育局厚生課長、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局施設管理課長、地方協力局提供施設課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東

防衛局管理部長、近畿中部防衛局管理部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

港湾工事における週休2日制工事（現場閉所型）の試行実施要領

1 目的

建設現場における週休2日の促進や建設業における労働時間の罰則付き規制の一般則適用に向け、地方防衛局、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く）及び名護防衛事務所が発注する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）別紙の第2第1号に規定する建設工事をいう。）については、週休2日制工事（現場閉所型）の試行について（防整施第4331号。3.3.22）及び週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行について（防整施第4332号。3.3.22）により、現場閉所及び現場非閉所による週休2日制工事の試行を実施しているところである。

本実施要領は、港湾工事において、現場の閉所により現場代理人、技術者及び技能労働者が週休2日の休日確保に取り組む工事の試行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 試行対象工事

試行対象工事は、原則すべての港湾工事を対象に週休2日制工事の試行を実施する。

3 週休2日の考え方

- (1) 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く）。

なお、現場閉所日とは、原則現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない日をいう。

- (2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

- (3) 港湾工事の休日確保による「休日」の確認は、原則建設現場の「閉所」により確認する。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (4) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみな

すものとする。

4 試行のタイプ

当面の間、発注者が週休2日制工事を指定する「発注者指定型」と、受注者の希望によって週休2日制工事に取り組む「受注者希望型」の2つのタイプを試行する。

5 工事費の補正

(1) 発注者指定型の場合

当初の予定価格から、現場閉所率が28.5%以上の水準を満たすことを前提に、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価（以下、労務費等という。）を補正することにより工事費を積算し、工事完成時において、現場閉所率の達成状況が28.5%に満たない場合は、労務費等の補正分を減額し、請負代金額を変更する。

なお、具体的な積算の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

(2) 受注者希望型の場合

受注者が週休2日制工事（現場閉所型）の実施を希望することを前提に、当初の予定価格から、現場閉所率が28.5%以上の水準を満たした条件で、労務費等を補正することにより工事費を積算し、契約後、受注者が週休2日制工事（現場閉所型）の実施を希望しない場合には、補正した労務費等分を減額し、請負代金額を変更する。また、受注者が週休2日制工事（現場閉所型）を希望した場合、工事完成時において、現場閉所率の達成状況が28.5%に満たない場合は、補正した労務費等分を減額し、請負代金額を変更する。

なお、具体的な積算の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

6 入札公告から工事完了後までの流れ

(1) 試行工事発注時

入札公告、入札説明書、現場説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場閉所型）の試行対象工事であることを記載するものとする。

(2) 試行工事契約後

ア 受注者希望型の場合、週休2日制工事の実施について、工事着手予定の1週間前までに受注者の意向を工事打合せ簿により確認するものとする。なお、週休2日制工事の実施を希望しない場合、補正した労務費等分は請負代金額の変更により減額し、受注者は次のイに記載する事項の実施義務は負わない。

イ 発注者指定型及び受注者希望型において受注者が週休2日制工事の実施を希望した場合、工事着手予定の1週間前までに受注者から付紙様式第1「現

場閉所計画書」の提出を受け、現場閉所の計画を確認するものとする。

なお、工事着手予定の1週間前までに工期内すべての現場閉所計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて、1か月ごとの現場閉所計画書の提出にするなど、状況に応じて適切な方法により現場閉所計画書の提出を求めることもできる。

(3) 試行工事施工時

ア 現場閉所の前日などに現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。

イ 工事着手後に工程計画の見直し等により現場閉所計画書を変更する必要がある場合、受注者はその都度、変更した現場閉所計画書を提出するものとする。

ウ 現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとし、付紙様式第3「代休取得実績報告書」に当該出勤者の出勤日及び代休日等を記載するものとする。

エ 監督官は、週間工程表や月間工程表などの受注者から提出される書面により現場閉所の実績や予定を適宜確認するものとする。

(4) 試行工事完成時

ア 毎月末及び工事完成時、受注者は週休2日の取得結果が確認できる付紙様式第2「現場閉所実績報告書」及び付紙様式第3「代休取得実績報告書」を作成し、監督官へ提出するものとする。

イ 監督官は、現場閉所実績報告書及び代休取得実績報告書を基に現場施工期間内の現場閉所日数を整理して、現場閉所日数が週休2日相当に達しているか否かを確認するものとする。

なお、現場閉所日の確認は、実績のみを確認するものとし、現場閉所計画書と現場閉所実績報告書が異なっても差し支えないものとする。

ウ 監督官は、受注者から提出があった現場閉所実績報告書等から現場閉所率が28.5%を満たしていない場合には、補正した労務費等分を請負代金額の変更により減額するものとする。

7 工事成績評定

港湾工事における週休2日制工事（現場閉所型）の取組において4週8休以上の休日確保を達成した工事については、工事成績評定において加点評価を行うものとする。具体的な評定の要領については、整備計画局施設技術管理官から別に示す。

8 アンケート

試行工事においては、港湾工事の週休2日の達成状況や達成できなかった場合の要

因等を把握するため、別に示す様式によりアンケート調査を行うものとする。

9 実績報告書等の送付

地方防衛局調達部調達計画課長（地方防衛支局にあつては建設計画官）は、発注者指定型及び受注者希望型において受注者が週休2日制工事の実施を希望した場合、工事完成後、速やかに当該工事の「現場閉所実績報告書」、「代休取得実績報告書」及び「アンケート調査結果」を整備計画局施設計画課長（整備計画局施設計画課施設政策室気付）へ事務連絡で送付するものとする。

受注者が週休2日制工事の実施を希望しなかった場合は、受注者の意向確認後遅滞なく「アンケート調査結果」を整備計画局施設計画課長（整備計画局施設計画課施設政策室気付）へ事務連絡で送付するものとする。

10 入札公告、入札説明書及び現場説明書の記載例

(1) 入札公告

入札公告の1工事概要に以下を記載する。

(○) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事※【（発注者指定型）又は（受注者希望型）】（現場閉所型）の試行対象工事である。

※【 】は、（発注者指定型）又は（受注者希望型）のいずれかを記載する。

(2) 入札説明書

入札説明書の3工事概要に以下を記載する。

【発注者指定型の場合】

(○) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事発注者指定型（現場閉所型）」の試行対象工事である。なお、現場施工期間内において「週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の加点評価対象とする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること。（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 週休2日とは、4週8休（28.5%（8日／28日））以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所日数とは、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。ただし、現場閉所日

において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとする。

なお、工事完成時、現場閉所率が28.5%に満たない場合、補正した労務費等について、請負代金額の変更により減額する。

【受注者希望型の場合】

(○) 本工事は、受注者が希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事受注者希望型（現場閉所型）」の試行対象工事である。なお、週休2日制工事（現場閉所型）を希望した場合、現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 週休2日とは、4週8休（28.5%（8日／28日））以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所日数とは、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。ただし、現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとする。

なお、週休2日工事（現場閉所型）を希望しない場合、週休2日制工事として積算した労務費等については、請負代金額の変更により減額する。また、週休2日制工事（現場閉所型）を希望した場合、工事完成時、現場閉所率が28.5%に満たない場合、補正した労務費等について、請負代金額の変更により減額する。

(3) 現場説明書

現場説明書の第2特記事項第3項の後に適宜以下を選択・記載し、以下番号を繰り下げる。

【発注者指定方式の場合】

- 4 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事発注者指定型（現場閉所型）」の試行対象工事である。なお、現場施工期間内において「週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の加点評価対象とする。
- 5 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
 - (2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
 - (3) 週休2日とは、4週8休（28.5%（8日／28日））以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - (4) 現場閉所日数とは、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。

なお、現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとする。
 - (5) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
- 6 受注者は、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所計画書」を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「現場閉所計画書」を提出するものとする。

なお、工事着手前までに工期内すべての現場閉所計画書の提出が難しい場合は、工事の特性や状況に応じて適切な時期に現場閉所計画書を提出することもできる。
- 7 現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、「代休取得実績報告書」に当該出勤者の出勤日及び代休日等を記載するものとする。
- 8 毎月末及び工事完成時、受注者は週休2日の取得結果が確認できる「現場閉所実績報告書」及び「代休取得実績報告書」を作成し、監督官へ提出するものとする。監督官は「現場閉所実績報告書」等により、対象期間内の現場閉

所日数を確認する。

- 9 当初の予定価格の設定において、現場閉所率が28.5%以上の水準を満たすことを前提に、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価（以下、労務費等という。）の補正係数を以下の各経費等に乗じて補正しており、工事完成時において、発注者は現場閉所率を確認し、現場閉所率が28.5%に満たない場合、補正した労務費等について、請負代金額の変更により減額する。

- ・ 労務費 × 1.05
- ・ 機械経費（賃料） × 1.04
- ・ 共通仮設費率 × 1.02
- ・ 現場管理費率 × 1.03
- ・ 市場単価：工種に応じた補正係数

【受注者希望方式の場合】

- 4 本工事は、受注者が希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事受注者希望型（現場閉所型）」の試行対象工事である。

なお、週休2日制工事（現場閉所型）を希望した場合、現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

- 5 週休2日の考え方は下記のとおりである。

- (1) 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- (2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 週休2日とは、4週8休（28.5%（8日／28日））以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (4) 現場閉所日数とは、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。

なお、現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の休日について4週8休以上が確保されていれば現場閉所したものとみなすものとする。

- (5) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状

態をいう。

- 6 受注者は、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所計画書」を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「現場閉所計画書」を提出するものとする。

なお、工事着手前までに工期内すべての現場閉所計画書の提出が難しい場合は、工事の特性や状況に応じて適切な方法により現場閉所計画書を提出することもできる。
- 7 現場閉所日において、技術者や技能労働者等が品質確保や安全確保に係る軽微な作業等により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、「代休取得実績報告書」に当該出勤者の出勤日及び代休日等を記載するものとする。
- 8 毎月末及び工事完成時、受注者は週休2日の取得結果が確認できる「現場閉所実績報告書」及び「代休取得実績報告書」を作成し、監督官へ提出するものとする。監督官は「現場閉所実績報告書」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 9 発注者は、受注者が週休2日制工事（現場閉所型）の実施を希望することを前提に、当初の予定価格から、現場閉所率が28.5%以上の水準を満たした条件で、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価（以下、労務費等という。）の補正係数を以下の各経費等に乗じて補正しており、契約後、受注者が週休2日制工事の実施を希望しない場合には、補正した労務費等について、請負代金額の変更により減額する。受注者が週休2日制工事（現場閉所型）を希望した場合、工事完成時において、発注者は現場閉所率を確認し、現場閉所率が28.5%に満たない場合、補正した労務費等について、請負代金額の変更により減額する。
 - ・労務費×1.05
 - ・機械経費（賃料）×1.04
 - ・共通仮設費率×1.02
 - ・現場管理費率×1.03
 - ・市場単価：工種に応じた補正係数

11 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設計画課と協議するものとする。

現場閉所実績報告書(年 月分)

工事件名:

工期: ~

作成日

令和 年 月		日																													備考		
		曜日																															
現場閉所実績 ① (夏季休暇、年末年始休暇を除く。)																																	
現場閉所日における出勤者数(人)																																	
工種	種別	場所																													現場閉所日における出勤者数		
作業内容																															(日)	(日)	(人)

- 【凡例】
- 現場閉所日
(原則、土・日曜日)
 - ◎ 振替現場閉所日
 - × 振替工事日
 - 夏 夏季休暇日
 - 年 年末年始休暇日

	今月分	累計
現場閉所日①の日数		
作業日の日数		

現場閉所実績報告書(令和3年3月分)

工事件名: ○○(○)○○護岸工事

工期: R3.1.15 ~ R4.3.31

作成日: R3.4.3

令和 3 年 3 月			日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考							
			曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水								
現場閉所実績 ① (夏季休暇、年末年始休暇を除く。)								○	○						×	○	◎						×	○	◎					○	○											
現場閉所日における出勤者数(人)																															4											
工種	種別	場所																																			現場閉所実績①の日数	作業日数	現場閉所日における出勤者数			
準備工																																										
基礎捨石工	捨石本均し																																									
基礎捨石工	捨石荒均し																																									
根固め工	根固ブロック据付																																									
上部工	上部コンクリート																																									
																																								8	23	4
作業内容									全休	全休							全休	全休			荒天日	荒天日		全休	全休										【凡例】 ○ 現場閉所日 (原則、土・日曜日) ◎ 振替現場閉所日 × 振替工事日 夏 夏季休暇日 年 年末年始休暇日							

	今月分	累計
現場閉所日①の日数	8	8
作業日の日数	23	23

